

## 石井苗子を支える会 規約

- 1 (名称) 本会は、石井苗子を支える会と称する。
- 2 (事務所) 本会の事務所は、東京都千代田区に置く。
- 3 (目的) 本会は、参議院議員石井苗子氏の政治活動を支援することを目的とする。
- 4 (事業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
  - (1) 研究会、講演会等の開催
  - (2) 機関紙等の発行
  - (3) 国会見学会等の開催
  - (4) 懇親・親睦会等の開催
  - (5) その他の目的達成に必要な事業
- 5 (会員) 本会の目的に賛同する会員を次の通り定める。
  - (1) 通常会員 年会費はない。
  - (2) 特別会員 年会費は一口1万円／年とし、適宜郵送にて石井苗子の活動報告をおこなう。
- 6 (役員) 本会は次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 役員 若干名

\*任意のグループ活動を認めるが、届出と活動報告を要する。
- 7 (経費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 8 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 9 (その他) 定めがない事項については会長が召集する役員会において決める。

附 則 本規約は、平成28年8月1日より実施する。

ご賛同いただけましたら、大変お手数ですが

[mitsuko\\_ishii02@sangiin.go.jp](mailto:mitsuko_ishii02@sangiin.go.jp)

にご一報をお願いいたします。